

別表（第2関係）

利 用 者 区 分	交付に必要なもの	有 効 期 限
本学の教職員及びこれに準ずる者	不要（身分証明書と併せて交付）	身分証明書の有効期限と同じ
本学の学部、専攻科及び大学院の学生並びに本学学則第 64 条から第 69 条までに規定する科目等履修生等及び本学大学院学則第 28 条から第 30 条までに規定する特別聴講学生等	不要（学生証又はこれに準ずるものと併せて交付）	学生証又はこれに準ずるものの有効期限の属する月の初日
本学の外国人客員研究員及び外国人受託研修員	在籍を証明するもの	受入れ期間の末日
本学の名誉教授	不要（名誉教授証と併せて交付）	終身
本学の元常勤教職員	本学に在職したことを証明できるもの及び現住所が確認できるもの	発行日から 1 年
本学の学部卒業生及び大学院修了生	卒業又は修了したことが証明できるもの（同窓会名簿の登載の確認でも可）及び現住所を確認できるもの	発行日から 1 年

本学の単位取得退学者	単位取得退学証明書	発行日から1年
本学の高等学校生徒向け公開講座受講生	不要（大学教育開放係から交付）	当該公開講座の終了の日
一般利用者	現住所を確認できるもの	発行日から1年
上記の利用者区分であって、卒業生・基金室が特に認めた者	卒業生・基金室からの申請書	卒業生・基金室の申請に応じて 3年、5年、終身

*現住所を確認できるものとは、運転免許証、健康保険証及びパスポート等をいう。